

告 示

埼玉県告示第三百十四号

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県川越建築安全センター（東松山駐在）内の項中「、小川町、川島町、吉見町」を削り、同表埼玉県越谷建築安全センター（杉戸駐在）内の項中「及び北葛飾郡杉戸町」を削る。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。